

後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書

厚生労働省は本年10月15日、社会保障審議会医療保険部会に対し、後期高齢者医療制度の特例軽減措置を平成28年度から段階的に廃止することを示した。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は約72万6千人であり、そのうち、いわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、平成25年9月30日現在、所得なしが約42万人、所得なしから30万円未満が約5万人、30万円から50万円未満が約2万8千人、50万円から100万円未満が約5万8千人、100万円から150万円未満が約5万7千人で、所得の低い被保険者が計約61万3千人と全体の約84%を占めている。

また、特例軽減措置対象者は均等割軽減が約37万人、所得割軽減が約6万5千人で被保険者全体の60%を占め、廃止措置によって2倍から3倍の負担増となる加入者も生まれる。

さらに、北海道後期高齢者医療広域連合の滞納繰越額は、平成25年度末で6億5千万円となり、短期保険証交付者数（平成26年8月1日）も556件を数えるに至り、滞納処分の執行32市町、193人（平成25年度）に及んでいる。

年金の削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで北海道の後期高齢者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上、特例軽減措置が廃止されれば対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかである。

よって国において、後期高齢者医療制度の特例軽減措置を引き続き継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年12月16日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて